

指定居宅介護支援
重要事項説明書

事業所 : まちの介護相談室 ひかり

事業者 : 合同会社 Aubergine

指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和8年6月1日現在〕

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社Aubergine
代表者の職・氏名	代表社員 茄子川 知浩
本社所在地・電話番号	埼玉県川口市上青木2-33-22 070-3181-8931
法人設立年月日	令和3年10月5日

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	まちの介護相談室 ひかり
介護保険事業所番号	居宅介護支援 (指定事業所 1171401241)
管理者	丸山 由美
所在地	〒335-0004 埼玉県蕨市中央6-8-17 2階
電話番号	048-400-3001
通常の事業の実施地域	蕨市、戸田市、川口市、さいたま市南区

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者 (主任介護支援 専門員兼務)	○従業者と業務の管理を行います。 ○従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	○居宅介護支援を行います。	常勤 1名

3. サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	○ご自宅もしくは当事業所内相談室において行います。
課題分析の実施	<p>○課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。</p> <p>○解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。</p> <p>○使用する課題分析票の種類は、独自方式とします。</p>
居宅サービス計画原案の作成	○利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	○居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<p>○居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>○作成した居宅サービス計画は交付します。</p>
居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>○居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。</p> <p>○利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p>

	<p>○モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。</p> <p>○少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>
--	---

4. 利用料

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。

利用者負担額は、原則として無料です。

区分 (介護支援専門員1人当たりの利用者数)		要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ (45人未満の場合)	45人未満の部分	11,620円	15,097円
居宅介護支援費Ⅱ (45人以上 60人未満の場合)	45人未満の部分	11,620円	15,097円
	45人以上の部分	5,820円	7,918円
居宅介護支援費Ⅲ (60人以上の場合)	45人未満の部分	11,620円	15,097円
	45人以上の部分	5,820円	7,918円
	60人以上の部分	3,488円	4,515円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

利用者負担額は、原則として無料です。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合は、いったん1か月あたりについての下記の単位数をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市区町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	内容	利用料
初回加算 (300単位)	<p>○新規に居宅サービス計画を作成した場合。</p> <p>○要支援の利用者が、要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。</p> <p>○要介護状態区分が2段階以上変更となった利用</p>	3,210円

	者に対して、居宅サービス計画書を作成した場合。	
退院・退所加算 (450単位 ～900単位)	○入院または入所していた利用者の退院または退所にあたって、病院・施設等の職員と面会を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得て共有を行うことで退院・退所後に円滑に在宅生活に戻れるように、居宅サービス計画の調整を行った場合。 (入院または入所期間中1回まで算定可) ○カンファレンス時、退院・退所時に福祉用具の貸与が見込まれる場合に必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する場合。	4,815円 ～ 9,630円
入院時情報 連携加算Ⅰ (250単位)	○入院当日中に医療機関へ必要な情報提供を行った場合。入院日以前の情報提供を含む。 ○営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院の翌日を含む。	2,675円
入院時情報 連携加算Ⅱ (200単位)	○入院後3日以内に医療機関へ必要な情報提供を行った場合。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む。	2,140円
特定事業所 医療連携介護 連携加算 (125単位)	○算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間に退院・退所加算の算定に係る病院等と35回以上連携している場合。 ○算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間にターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合。 ○特定事業所加算Ⅰ～Ⅱのいずれかを算定している場合。	1,337円
通院時情報 連携加算 (50単位)	○利用者が医療機関において医師または歯科医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けただうえで、居宅サービス計画(ケアプラ	535円

	ン)に記録した場合。	
緊急時等居宅カンファレンス加算 (200単位)	○病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。 (1月2回を限度として算出)	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算 (400単位)	○利用者またはその家族の同意を得たうえで、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合。	4,280円
介護職員等処遇改善加算	○ケアマネジャー等の処遇改善を図るため、基本報酬および各加算の合計単位数に、国が定める加算率を乗じた料金が加算されます。	総単位数の2.1%

②特定事業所加算

人員体制や研修の実施有無、困難な事例に対する支援の提供状況や、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成していることが要件となります。

加算の種類	要件	利用料
特定事業所加算Ⅰ (519単位)	○厚生労働大臣が定める基準に適合して都道府県知事等に届け出た場合 (1) 常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 (2) 3名以上の常勤介護支援専門員を配置していること。 (3) 留意事項に係る会議を目的とした会議を定期的で開催していること。 (4) 24時間連絡体制を確保していること。 (5) 要介護状態区分が要介護3、4、5である利用者が50%以上であること。 (6) 介護支援専門員に対し事前に研修を実施していること。 (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例として紹介された場合も受け入れているこ	5,553円

	<p>と。</p> <p>(8) 難病患者・認知症高齢者・虐待等の支援困難事例の支援を行っていること。</p> <p>(9) 特定事業所加算の届出を適切に行っていること。</p> <p>(10) 利用者数が常勤介護支援専門員1人あたり35名以下であること(居宅介護支援Ⅱを算定している場合は50名未満)。</p> <p>(11) 介護支援専門員の実務研修修了、基本技術に関する研修などに参加していること。</p> <p>(12) 他法人が運営する居宅介護支援事業者との協働体制があること。</p> <p>(13) 多様な主体によって包括的に支援を提供できるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
特定事業所加算Ⅱ (421単位)	<p>○厚生労働大臣が定める基準に適合して都道府県知事等に届け出た場合</p> <p>(1) 特定事業所加算Ⅰの(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。</p>	4,504円
特定事業所加算Ⅲ (323単位)	<p>○厚生労働大臣が定める基準に適合して都道府県知事等に届け出た場合で、次に上げる基準のいずれかにも適合すること。</p> <p>(1) 特定事業所加算Ⅰの(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 特定事業所加算Ⅱの(2)の基準に適合すること。</p> <p>(3) 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p>	3,456円
特定事業所加算Ⅳ	<p>○厚生労働大臣が定める基準に適合して都道府県知事等に届け出た場合で、次に上げる基準の</p>	1,219円

(114単位)	<p>いずれかにも適合すること。</p> <p>(1) 特定事業所加算 I の (3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13) の基準に適合すること。</p> <p>(2) 特定事業所加算 I の(2)の基準に適合すること。</p> <p>(3) 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>(4) 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員を常勤換算方法で1名以上配置していること。</p> <p>ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所の職務と兼務しても差し支えないものとする。</p>	
---------	---	--

(2)交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費を実施地域を越えた地点から1kmあたり100円ご負担していただきます。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
------------------------	---

個人情報 の保護に ついて	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、また、事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------------	--

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険の名称	介護事業者賠償責任補償

7. 虐待に関する事項

虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 成年後見人制度の利用支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者

管理者 丸山 由美

8. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 身体拘束等適正化のための指針を整備します。
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

9. 衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・苦情受付担当者は責任者に報告し、台帳に記入します。
 - ・管理者が必要と判断した場合は検討会議を開催します。
 - ・管理者は検討結果を利用者に報告します。
 - ・再発防止のため、職員ミーティングで苦情内容と原因、対応内容を報告し職員に周知します。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 丸山 由美
電話番号	048-400-3001
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで (電話による連絡は24時間可)
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日～1月3日を除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市役所／区役所	担当課	電話番号
蕨市役所 ※蕨市民の方	健康長寿課	048-433-7835 (直通)
戸田市役所 ※戸田市民の方	健康長寿課	048-441-1800 (代表)
川口市役所 ※川口市民の方	介護保険課	048-259-7293 (直通)
さいたま市役所	介護保険課	048-829-1264 (直通)
// 南区役所	高齢介護課	048-844-7178 (直通)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係		
〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館 048-824-2568 (苦情相談専用) 午前 8時30分～正午、午後 13時～17時 (土曜日・日曜日・祝日は除く)		

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス提供事業者	
所在地	埼玉県川口市上青木 2-33-22
法人名	合同会社 Aubergine
代表者	代表社員 茄子川 知浩 ⑩
説明者	まちの介護相談室 ひかり 介護支援専門員 丸山 由美 ⑩

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

サービス利用者		
住 所		
氏 名	⑩ (署名の場合は押印省略可)	
代理人(主)	サービス利用者との関係(続柄)	
住 所		
氏 名	⑩ (署名の場合は押印省略可)	